

※誓約書は、各自控え(コピー)を取り、ご自宅での保管をお願いいたします。

令和6年度 放課後児童クラブ 入所誓約書

全員提出

入所について

確認してチェック☑してください↴

1	放課後児童クラブ入所案内は全て読み、内容を確認しました。	<input type="checkbox"/>
2	育成時間 小学校の下校時から18時。但し小学校の休業時間(夏・冬・春休みなど)は8時30分～18時。送迎なし。休日 第2・第4土曜、日曜、祝日、慰霊の日、年末年始、その他市長が認めた日。※平日のお迎え及び学校休業日の送迎は原則として保護者(成人以上)での対応となります。	<input type="checkbox"/>
3	申込児童や在所児及び退所児(兄弟姉妹)の利用料に未納がある世帯は、必ずお支払いを済ませてください。利用料に滞納がある方は審査の中で減点対象となります。納付相談をしますので、至急こども政策課までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
4	利用料未納世帯について、特別な事情がない限り、退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	入所後、書類の不備等がある場合、再提出依頼の通知または連絡を行いますが、期限内に提出がない場合は、退所措置をとることになります。	<input type="checkbox"/>
6	提出書類に虚偽が判明した場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
7	内定後(面接のお知らせ後)、放課後児童クラブの集団活動に適さないと判断された場合は、入所をお断りさせていただくこととなります。	<input type="checkbox"/>
8	年度途中において、住所変更・退職・転職・就職・婚姻・離別・同居人の追加等の <u>育成を必要とする状況が変わった場合は、必ず2週間以内にこども政策課へ連絡</u> してください。 ※随時、勤務確認等を行い状況の確認を行っています。連絡なく育成を必要とする状況が異なっていた場合は、退所の措置をとることがあります。	<input type="checkbox"/>
9	育児休業中の方は、令和6年5月1日までに職場復帰することが必要です。職場復帰をしていない場合は、5月末退所となります。	<input type="checkbox"/>
10	退所を希望される場合は、退所希望月の15日までに退所届を提出してください(※こども政策課様式)。理由なく提出がない場合は、翌月分の利用料が発生する場合があります。	<input type="checkbox"/>
11	自己都合により1カ月以上欠席が続いた場合は、退所となります。利用料は発生します。	<input type="checkbox"/>
12	※習い事の送迎に関しては、保護者と教室側で対応していただくこととなります。	<input type="checkbox"/>

【育成を必要とする要件の書類提出について】

13	育成を必要とする要件が、入所基準(1日4時間以上かつ週4日以上)の勤務、看護・介護または就学。以下同じ)を満たさない場合は、求職扱いとなります。	<input type="checkbox"/>
14	求職中で入所が決めた場合は、入所後3ヶ月以内に入所基準を満たす旨の書類(毎月15日提出期限)の提出がない場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
15	育成実施期間中に退職をした場合は、退職月の翌月3ヶ月以内に再度入所基準を満たす旨の書類の提出(毎月15日期限)がない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
16	就労を理由として入所し、出産のために退職された方は、予定日の3ヶ月前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日が入所期限となります(※ただし、年度をまたぐ場合はこの限りではない)。その月の15日までに入所基準を満たす旨の勤務証明書等の書類の提出がない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
17	就労を理由として入所し、育休を取得された場合の入所期限は、産休期間(出産日の翌日から8週間)に加え、その後の育休期間(最高年度末)までとなります。(復帰予定日が変更になる場合は、必ずこども政策課までご連絡ください)	<input type="checkbox"/>

裏面もご確認ください!!⇒

18	産休または育休後職場復帰された場合は、速やかに職場復帰証明書を提出してください。理由なく提出がない場合や連絡なく育休を延長された場合は、当初の復帰予定日の翌月末で退所となることがあります。	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

【出産を目的とした入所について】

19	出産目的で入所される場合は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までが在所期間となります(※年度をまたぐ場合はこの限りではない)。その月の15日までに入所基準を満たす旨の勤務証明書等の提出がない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

上記内容に関しまして、趣旨を理解し同意いたしました。

※自署の場合は押印は不要

令和 年 月 日

保護者氏名

印

※誓約書は、各自控え(コピー)を取り、ご自宅での保管をお願いいたします。

連絡先: 宜野湾市役所 福祉推進部 こども政策課 こども育成係 TEL: 893-4411 (内線3432)